

8 清算条項

- (1) 清算条項とは，公正証書に記載したもののほかには，財産の支払いに関する権利義務がない旨を当事者双方が確認するものであり，これにより，後に改めて離婚に伴う慰謝料等の財産的請求をすることができなくなります。
- (2) 公正証書に記載した内容で，全て解決したということであれば，記載しておくのが一般的です。
- (3) ただし，保留する財産や権利関係がないことを当事者が理解している場合に限り記載することができ，将来，請求することがあるか否かについて決めかねているときは，記載することができません。
- (4) これらを踏まえた，文例の一つとしては，次のようなものが考えられます。

第〇条（清算条項）

甲と乙は，本件離婚に関し，以上をもって全て解決したものとし，今後，財産分与，慰謝料等名目のいかんを問わず，互いに何らの財産上の請求をしない。また，甲と乙は，本公正証書

に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。